

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和4年度 第1回 評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとするとなされた事項の内容
 - (1) 第1号議案のとおり、桑形雅彦を評議員に選任する。
 - (2) 第2号議案のとおり、三和伸彦を理事に選任する。
 - (3) 第3号議案のとおり、長畑敬延を理事に選任する。
 - (4) 第4号議案のとおり、大原成幸を理事に選任する。
 - (5) 第5号議案のとおり、山下博也を監事に選任する。
 - (6) (1)～(5)の議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとなされる日は令和4年5月12日とする。

- 2 評議員会の決議があったものとなされた事項の提案者
理事長 林 毅

- 3 評議員会の決議があったものとなされた日
令和4年5月12日(木)

- 4 議事録の作成に係る職務を行った者
理事長 林 毅

- 5 評議員総数9名の同意書
別添のとおり

令和4年4月26日、理事長 林 毅が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和4年5月12日までに評議員の全員から書面により同意する旨の意思表示を得たので、評議員会運営規程第9条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和4年5月12日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 林 毅 印

第1号議案

評議員の選任に関する件

定款第11条第1項の規定に基づき、下記の者を評議員に選任する。

記

1 評議員候補者

(新) 桑 形 雅 彦 (神戸市水道局副局長)

(旧) 山 端 恵 実 (前 神戸市水道局副局長)

2 任 期

定款第12条第2項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和4年5月12日から令和7年6月に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

第2号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 三 和 伸 彦 (滋賀県理事(琵琶湖政策・MLGs推進担当))

(旧) 林 毅 (前 滋賀県琵琶湖環境部次長)

2 任期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和4年5月12日から令和5年6月に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

第3号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 長 畑 敬 延 (大阪府政策企画部広域調整室事業推進課参事)

(旧) 松 枝 俊 明 (前 大阪府政策企画部広域調整室事業推進課参事)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和4年5月12日から令和5年6月に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

第4号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 大 原 成 幸 (兵庫県企画部総合企画局計画課
水素・エネルギー専門官)

(旧) 小 寺 寿 充 (前 兵庫県企画県民部ビジョン局ビジョン課参事)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和4年5月12日から令和5年6月に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

第5号議案

監事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を監事に選任する。

また、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり報酬額を決定する。

記

1 監事候補者

(新) 山下 博也 (株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長)

(旧) 酒井 俊 (前 株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長)

2 任期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する監事の任期は、令和4年5月12日から令和5年6月に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

3 報酬額

無報酬とする。